

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

平成26年

目 次

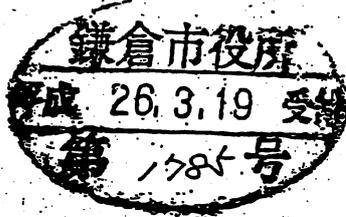
諮問第 1 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て について	1
議案第 1 号	市道路線の廃止について	5
議案第 2 号	市道路線の認定について	8
議案第 3 号	物件供給契約の締結について	13
議案第 4 号	3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する和解について	17
議案第 5 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	20
議案第 6 号	市有地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 の額の決定について	21
議案第 7 号	鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例の制定について	22
議案第 8 号	鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例の制定について	24
議案第 9 号	鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する 調査委員会条例の制定について	27
議案第 10 号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	30
議案第 11 号	鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の制定について	32
議案第 12 号	鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の制定について	36
議案第 13 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	38
議案第 14 号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 15 号	鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	49
議案第 16 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	53
議案第 17 号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）	55
議案第 18 号	平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	64
議案第 19 号	平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業 特別会計補正予算（第1号）	67
議案第 20 号	平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第1号）	70
議案第 21 号	平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	73
議案第 22 号	平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第1号）	76
報告第 1 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について	79

報告第 2 号	交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る 専決処分の報告について……………	80
報告第 3 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の 額の決定に係る専決処分の報告について……………	81
報告第 4 号	継続費の通次繰越しについて……………	82
報告第 5 号	繰越明許費について……………	84
報告第 6 号	繰越明許費について……………	87
報告第 7 号	事故繰越しについて……………	89
報告第 8 号	事故繰越しについて……………	91

平成26年3月19日

神奈川県鎌倉市長 松尾 崇 殿

異議申立人



異議申立書

次のとおり異議申立てをします。

1 異議申立人の氏名、年齢及び住所

■■■■ (■■歳)、■■■■ (■■歳)、■■■■

2 異議申立てに係る処分

神奈川県鎌倉市長が平成26年3月12日付で意義申立て人に対してした子どもの家入所保留処分

3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成26年3月17日

4 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

ア 父母ともに常勤勤務であり、かつ、近隣に親族等が不在で、子供を預かっていただけの場所が全くない状況です。このような場合、同居親族がいる場合や近隣に親族がいる場合、あるいは勤務時間に融通の効く場合に比べ、子どもの家入所の優先順位は一般的には最も高いと思われれます。それにも関わらず、入所が保留されることは不当と言わざるを得ません。

イ 現在、1年生と4年生が姉弟で「おなり子どもの家」を利用させていただいております。1年が経過し、子どもの家での生活にも慣れ、お友達とも仲良くなり、子どもの家で遊んだり勉強したりすることが習慣として根付いています。入所がかなわない場合には、こうした状況を根底から覆すだけでなく、低学年の児童を夜まで自宅に留守番させるか、仕事を辞めて育児に専念するかありません。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

「この通知に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

6 添付書類

処分通知書の写し 2通

〒 [Redacted]
[Redacted]

[Redacted] 様

鎌倉市長

松尾 崇



子どもの家入所保留通知書

平成25年12月13日付けで申請のありました子どもの家への入所については、次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	[Redacted]
子どもの家の名称	御成子どもの家
理 由	定員超過のため。

(注) この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

この審査請求に対する裁決があり、なお、不服があるときは、裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に対して再審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（鎌倉市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

〒 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted] 様

鎌倉市長

松尾 崇



子どもの家入所保留通知書

平成25年12月13日付けで申請のありました子どもの家への入所については、次の理由により入所を保留しましたので通知します。

児 童 氏 名	[Redacted]
子どもの家の名称	御成子どもの家
理 由	定員超過のため。

(注) この通知の内容に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

この審査請求に対する裁決があり、なお、不服があるときは、裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に神奈川県知事に対して再審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として（鎌倉市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

議案第 1 号

市道路線の廃止について

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

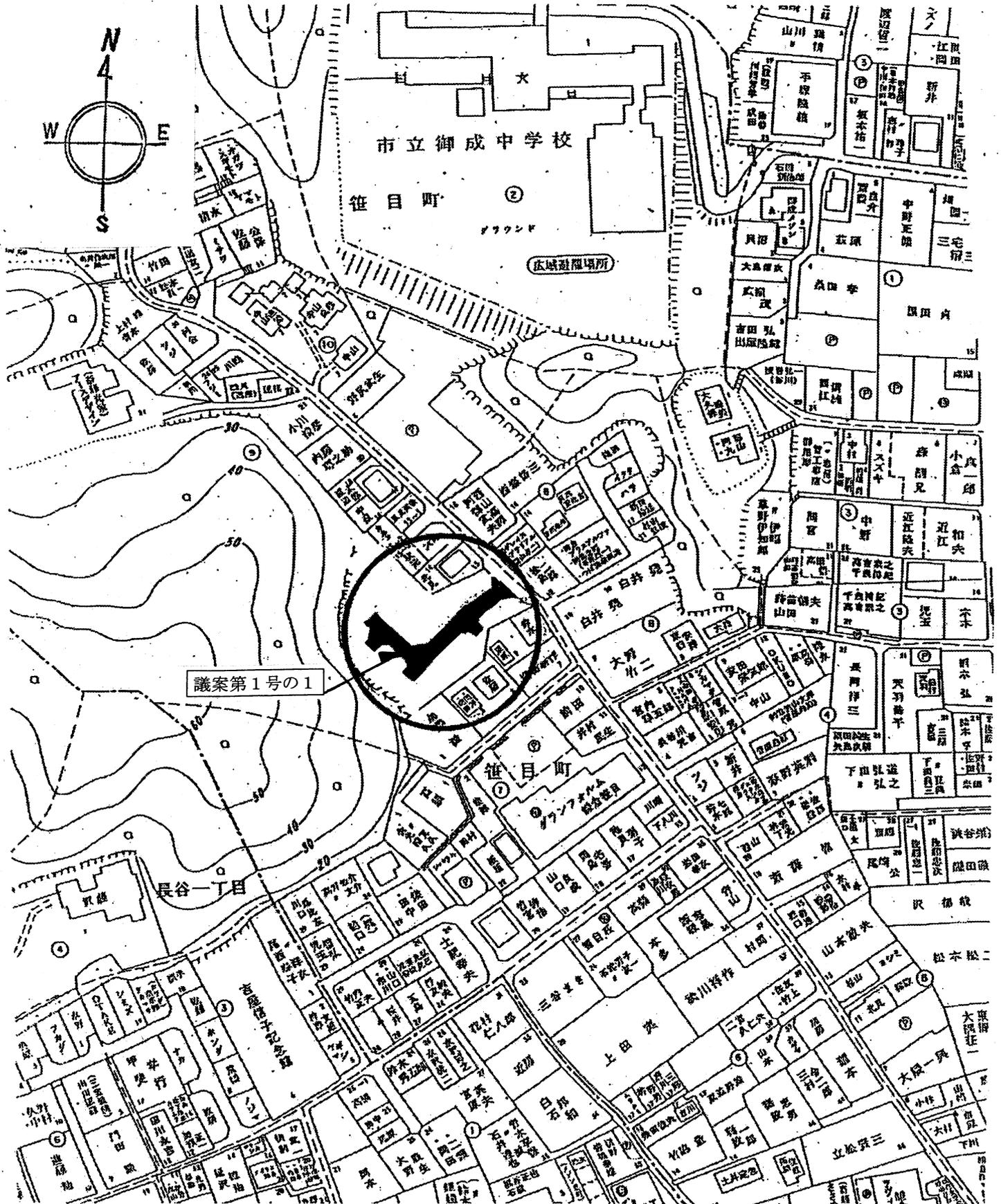
廃止市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	笹目町	330番40	笹目町	330番46	5.01～9.55	67.75	439.45	1

案内図

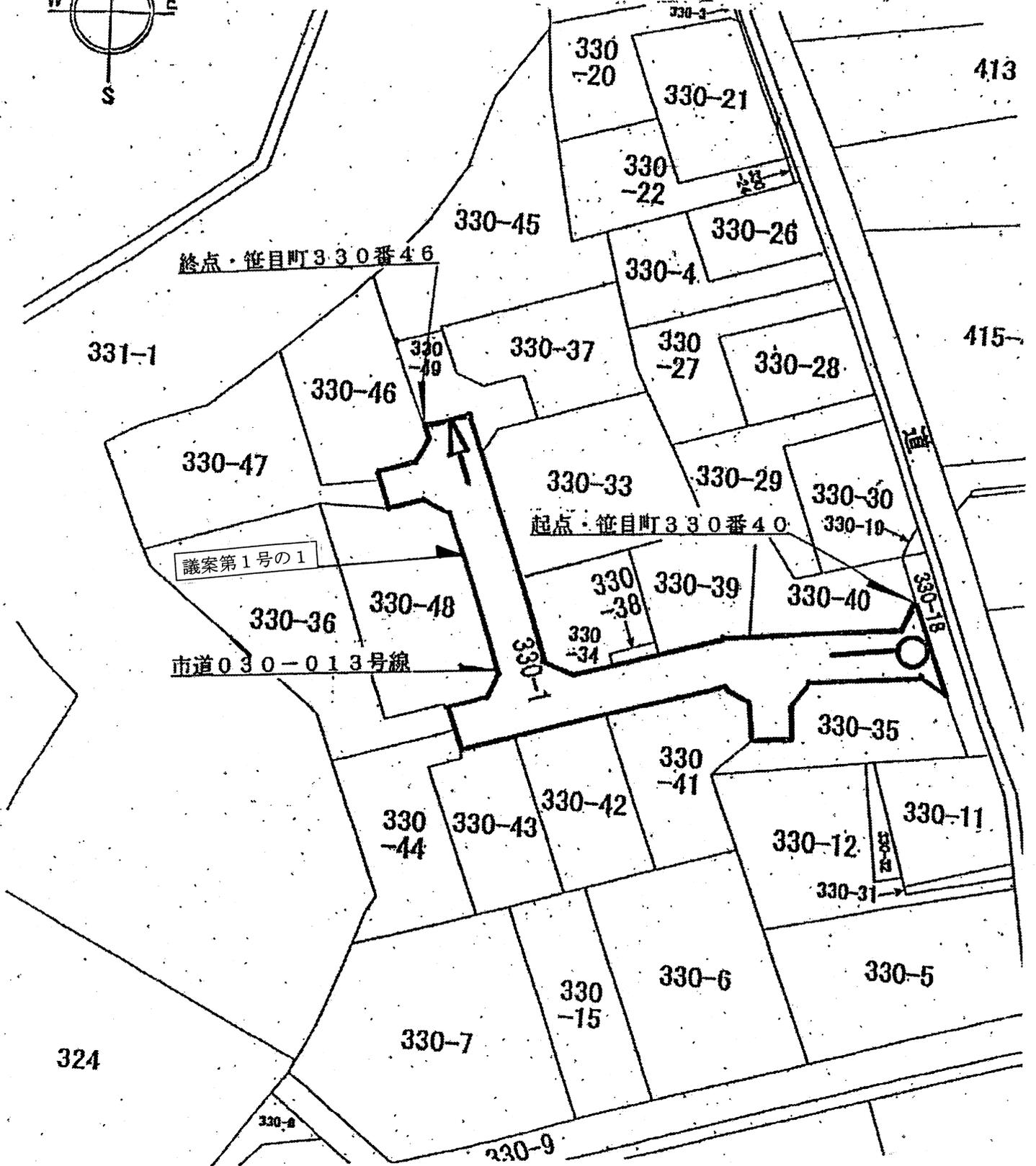
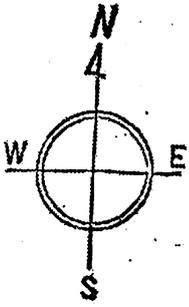
図面番号 1

凡例 廃止箇所



公図写

図面番号 1



議案第 2 号

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

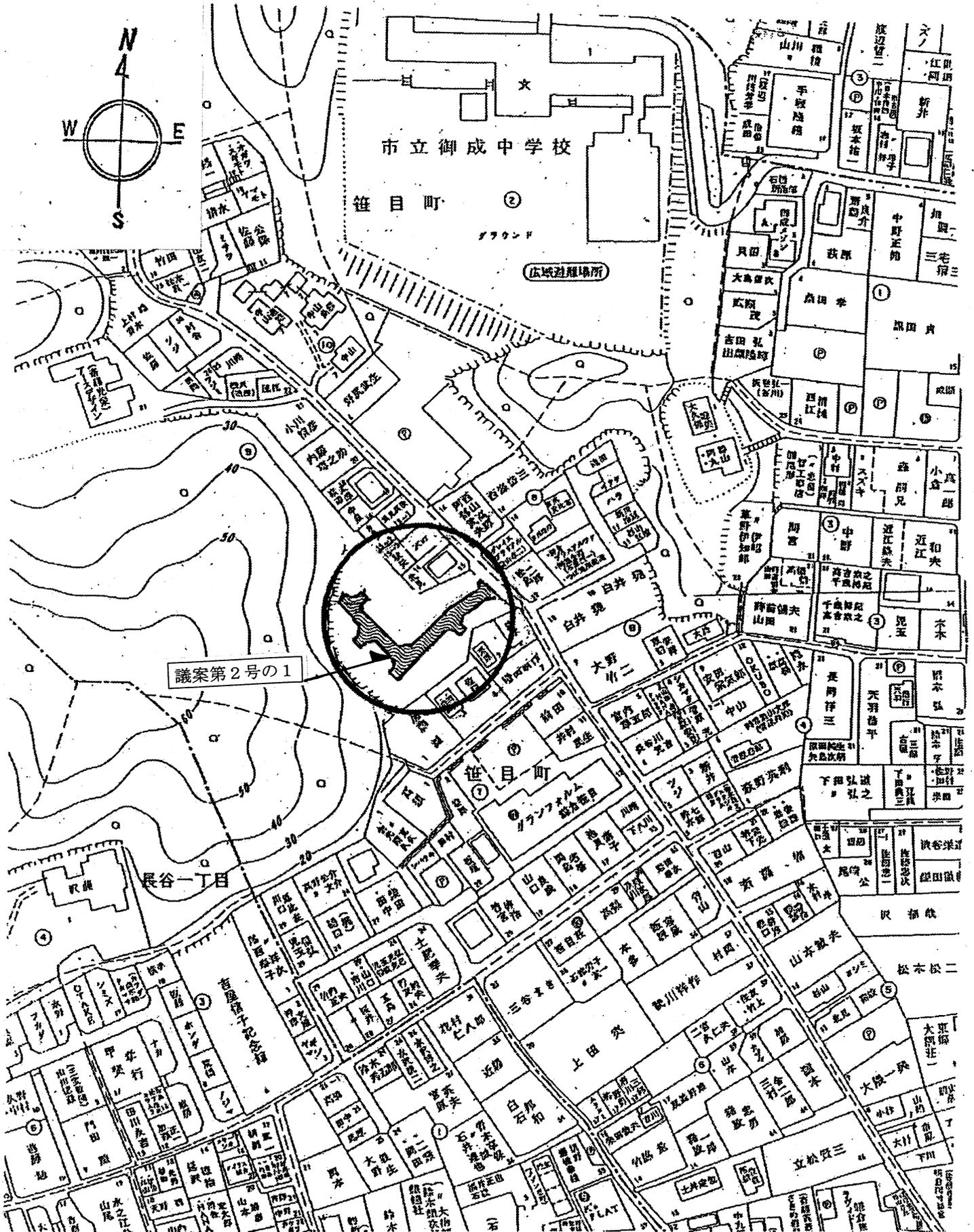
認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	笹目町	330番40	笹目町	330番46	5.01～9.55	78.67	522.72	1
2	腰越 五丁目	291番30	腰越 五丁目	291番30	6.00～9.01	210.86	1293.08	2

案内図

凡例  認定箇所

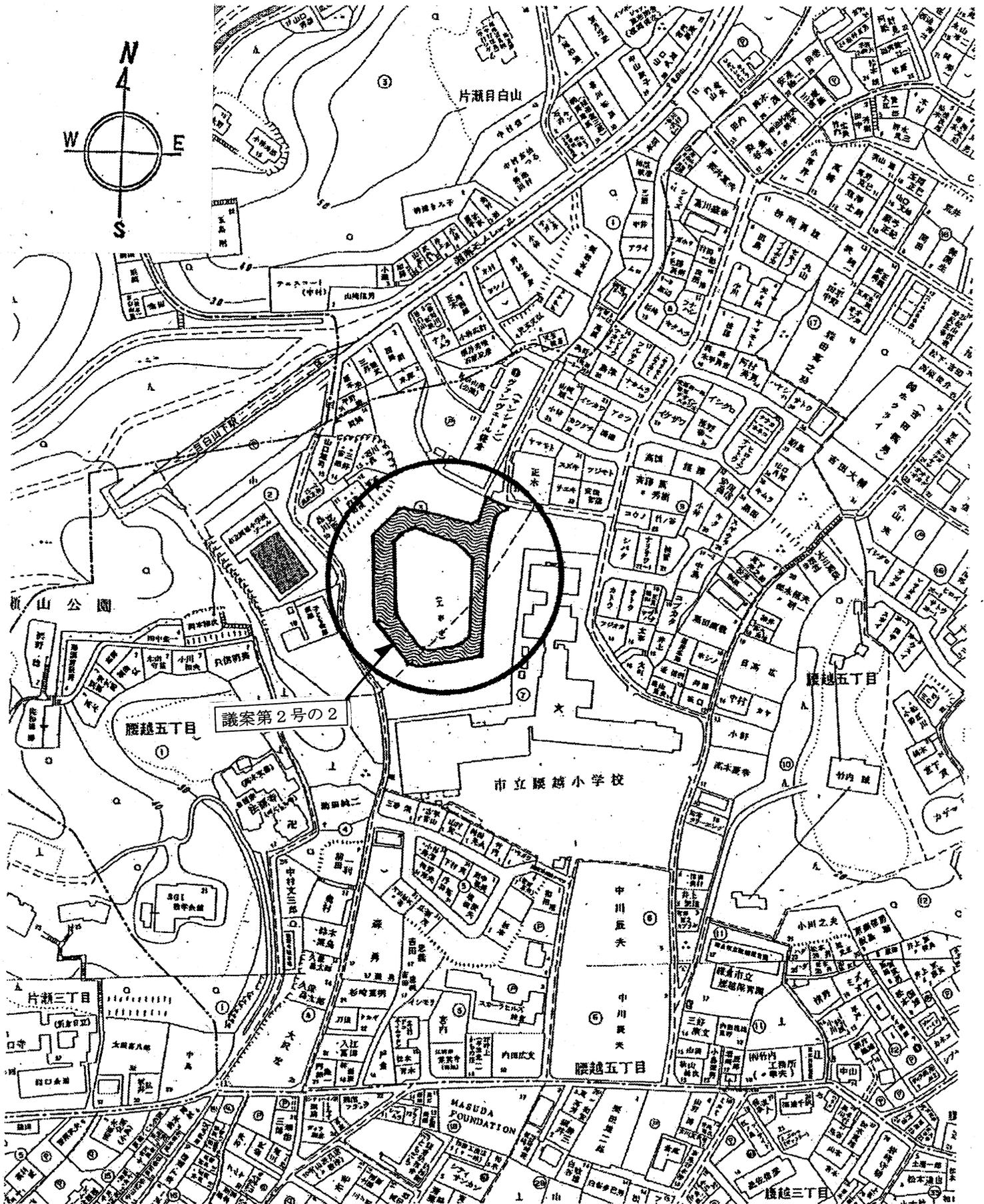
図面番号 1

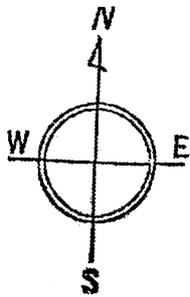


案内図

図面番号 2

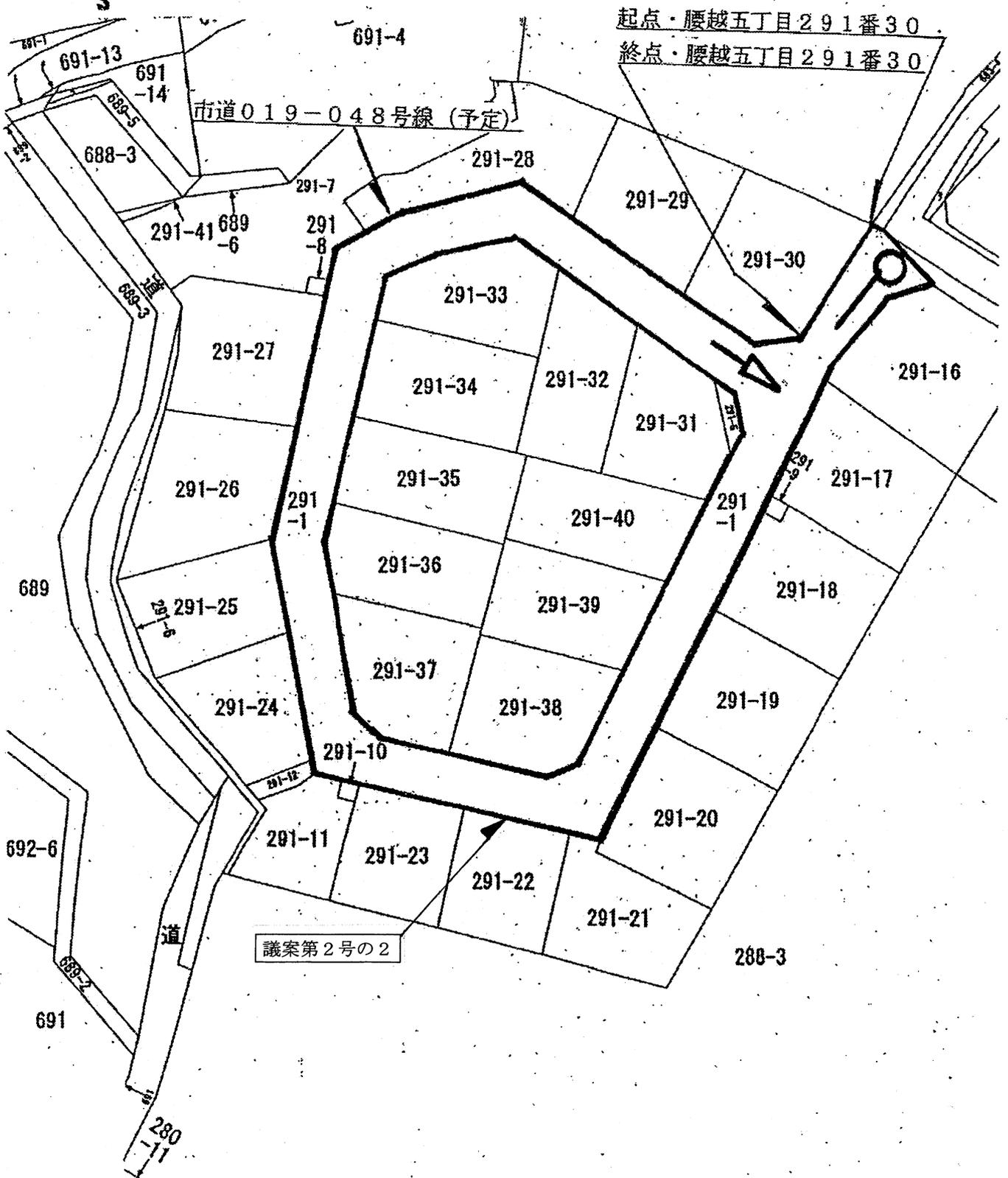
凡例  認定箇所





公図写

図面番号 2



議案第 3 号

物件供給契約の締結について

本市は、高機能消防指令センター総合整備及び消防救急デジタル無線整備事業に係る備品の購入について、一般競争入札の方法により、次のとおり物件供給契約を締結するものとする。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 物 件 名 高機能消防指令センター総合整備及び消防救急
デジタル無線整備事業
- 2 契 約 件 数 一式
- 3 契 約 金 額 1,010,880,000円
- 4 供給契約者 横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店
支店長 大 泉 貴

「参考」

物件供給仮契約書

名称	形状寸法	単位	数量	単価	金額												
高機能消防指令センター総合整備及び消防救急デジタル無線整備事業	別紙仕様書のとおり	式	1	936,000,000円	936,000,000円												
契約金額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>¥</td> <td>1</td> <td>億</td> <td>1</td> <td>百万</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>千</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額は、74,880,000円)</p>					¥	1	億	1	百万	0	8	8	千	0	0	円
¥	1	億	1	百万	0	8	8	千	0	0	円						
納入期限	平成27年3月20日																
契約保証金	契約金額の100分の <input type="checkbox"/> 現金 <input checked="" type="checkbox"/> 免除 契約規則第5条第3号該当 <input type="checkbox"/> 有価証券																
納入場所	鎌倉市消防本部他																
かし担保責任期間	発注者に引き渡した日から起算して1年間																
1 この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約に切り替わるものとする。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付する。 2 「取引に係る消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額とする。																	

上記の物件供給について鎌倉市を発注者とし、NECネットエスアイ株式会社神奈川支店を受注者とし、次の条項により、仮契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、発注者の指示に基づき、頭書の物件をその契約金額をもって納期内に発注者の指定する場所に納入しなければならない。

(契約金額の支払)

第2条 受注者は、次条の規定による検査に合格し、引き渡しを完了したときは、所定の手続きに従って契約金額の請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に鎌倉市指定金融機関において支払うものとする。

(検査及び引き渡し)

第3条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出して、納入場所その他発注者が指定する場所において発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を発注者に引き渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格の物件があるときは、受注者は発注者の指示する期間内に良品との交換、手直しその他必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない

(履行遅滞の場合の違約金)

第4条 受注者の責に帰する理由により、納入期限内に物件を納入することができない場合において、期限後に納入する見込みのあるときは、物件納入後発注者は受注者から違約金を徴収する。

2 前項の違約金は、遅滞日数1日につき契約金額の1000分の2に相当する額とする。

(かし担保責任)

第5条 受注者は、かし担保責任期間中、発注者に対して契約物件の「かし」を補修し、又は他の良品と交換し、若しくはその「かし」によって生じた損害の賠償を行う責を負わなければならない。ただし、その「かし」が天災その他の不可抗力に起因したと

発注者が認めたときは、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 発注者は、必要と認めたときは、物件の品質、形状若しくは数量の変更又は契約期間の伸縮若しくは契約金額の増減をすることができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を発注者の承認を得なければ第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(発注者の契約解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約履行の見込みがないと認めるとき。
 - (2) 法令の規定により、登録を取り消され、又は営業の停止を命じられる等受注者が契約者たる資格を欠いたとき。
 - (3) 前各号のほか契約者、その代理人又は使用人がこの契約事項及び鎌倉市契約規則（昭和39年6月規則第20号）に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合、契約保証金があるときは、契約保証金は発注者の帰属とし、発注者が契約解除により損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の規定による場合のほか必要があると認めたときは、受注者と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときはその賠償を請求することができる。

(受注者の契約解除権)

第9条 受注者は、第6条の規定により物品の品質、形状又は数量等の変更のため当該契約金額又は契約期間がそれぞれ2分の1以上減じたときは、当該契約の解除を請求することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、その賠償を請求することができる。

(紛争の解決)

第10条 この契約に定めのない事項又はこの契約に疑義ある事項については、鎌倉市契約規則の定めるところによるもののほか、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月鎌倉市条例第11号。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、同条第2号に定める暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第4号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と納入期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成26年 5月14日

発注者 住 所 鎌倉市御成町18番10号
氏 名 鎌倉市
市長 松尾 崇 ㊟

受注者 住 所 横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
氏 名 NEC ネットエスアイ株式会社 神奈川支店
支店長 大泉 貴 ㊟

議案第 4 号

3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する 和解について

相手方である川崎市と鎌倉市の間で協議中の3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する取扱いにつき、次のとおり和解について議会の議決を求める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 相手方

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市

市長 福田 紀彦

2 和解の要旨

- (1) 鎌倉市は、「3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する協定書」第4条に規定する協議条項に基づき協議し、相手方と合意に至ったことから、解決一時金として39,831,145円を、本和解成立日から30日以内に相手方が指定する口座に振り込む方法により支払う。
- (2) 鎌倉市が、支払を遅滞したときには、相手方に対し、解決一時金及びこれに対する支払期日の翌日から支払済みまで年5分

の割合による遅延損害金を付加して支払う。

- (3) 本件撤退に関し、本和解契約に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 本件の概要

3市1組合（神奈川県競輪組合・茅ヶ崎市・鎌倉市・藤沢市）共催川崎競輪事業からの撤退に係る解決一時金については、平成14年11月28日に、相手方と3市1組合との間で取り交わした「3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する協定書」に基づき、別途協議することとなっている。

協議の実施に当たっては、相手方と3市1組合との打ち合わせにおいて、相手方から、平塚競輪事業撤退に係る、平塚市と鎌倉市との調停による解決を見て、その判例を参考に解決したい旨の意向が示され、3市1組合各団体が了承したものであるが、調停が不調となり、その後、提訴となったことから、訴訟決着後、平成22年11月18日から、改めて3市1組合の責任を果たすため、協議を重ねたものである。

その結果、相手方から、解決一時金の算定は、平塚市と鎌倉市との訴訟判決書の主旨に沿って行うこと及びこの算定方法による金額が提示されたため、鎌倉市としては、これを受け入れ、相手方と和解し、解決一時金として39,831,145円を支払うものである。

「参 考」

3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に伴う和解契約書（案）

川崎市（以下「甲」という。）及び鎌倉市（以下「乙」という。）は、3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に伴う解決一時金について、次のとおり和解する。

第1条 乙は、神奈川県競輪組合、藤沢市及び茅ヶ崎市とともに川崎競輪場で施行していた3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退（以下「本件撤退」という。）に伴い、平成14年11月28日に甲並びに神奈川県競輪組合、藤沢市及び茅ヶ崎市及び乙が締結した「3市1組合共催川崎競輪事業からの撤退に関する協定書」第4条に規定する協議条項に基づき協議し、甲と合意に至ったことから、解決一時金として39,831,145円を甲に対し、本和解成立日から30日以内に甲の指定する口座に振り込む方法により支払うものとする。

第2条 乙が、前条に規定する支払を遅滞したときには、乙は、甲に対し、第1条に規定する解決一時金及びこれに対する支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を付加して支払う。

第3条 甲及び乙は、本件撤退に関し、本和解契約に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

議案第 5 号

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定について

平成24年10月1日、鎌倉市大町五丁目12番先路上で発生した、環境部環境センター名越クリーンセンター担当所属のじん芥収集車による交通事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 損害賠償の額 4,413,215円
- 2 損害賠償の相手方 


議案第 6 号

市有地管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定について

平成26年4月3日、鎌倉市常盤740番で発生した市有地管理に起因
する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 223,289円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 7 号

鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、鎌倉市いじめに関する調査委員会等が行った調査の結果について調査審議するため、鎌倉市いじめ問題再調査委員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

鎌倉市いじめ問題再調査委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議するため、鎌倉市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉、教育又は人権に関する専門的な知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例
の制定について

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例を次のように定める。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

海水浴場の利用者によるマナーに反する迷惑行為を防止し、マナーの向上を図り、もって安心して快適な海水浴場とするため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の海水浴場におけるマナーの向上について、基本理念及び必要な事項を定め、市、海浜事業者、海水浴場の利用者の責務を明らかにすることにより、もって安心して快適な海水浴場とすることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 海水浴場 神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号。以下「県条例」という。）第9条第1項の規定による神奈川県知事の許可を受け、市長が設置する材木座海水浴場、由比ガ浜海水浴場及び腰越海水浴場をいう。
- (2) 海浜事業者 海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項の規定による神奈川県知事の許可又は漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による市長の許可を受け、海水浴場において、更衣所、休憩所、飲食店若しくは物品の販売その他の営業を行うための店舗を設置し、若しくは運営する者又はその従業者をいう。
- (3) 海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為 別表に掲げる行為をいう。

(基本理念)

第3条 明治初期から続く伝統ある海水浴場が、今後も多くの人から愛され続けるために、海水浴場に関わる全ての人が「他人を思いやり、お互いが快適に楽しめる海水浴場」を目指し、海水浴場におけるマナーの向上に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為の防止及びマナーの向上のために必要な施策を実施しなければならない。

(海浜事業者の責務)

第5条 海浜事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、安心して快適な海水浴場とするために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により実施する市の施策に協力しなければならない。

(海水浴場の利用者の責務)

第6条 海水浴場の利用者は、基本理念にのっとり、海水浴場におけるマナーに反する迷惑行為を行わないよう努めるとともに、第4条の規定により実施

する市の施策に協力しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条）

他人を畏怖させる入れ墨を露出すること。
音響機器等を用いて80デシベルを超える音楽や音声を発すること。
酒に酔って他人に迷惑をかけること。
著しく粗野又は乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他人に不安を覚えさせること。
ごみを捨てることができる場所として市長が指定した場所以外の場所にごみを捨て、又は放置すること。
喫煙をすることができる場所として市長が指定した場所以外の場所で喫煙すること。
海浜事業者が設置する店舗以外の場所でバーベキューを行うことその他裸火を使用すること（喫煙を除く。）。
県条例第2条第3項に規定する遊泳区域内に動物を入れること。
人の身体に危害を及ぼすおそれがある遊具を使用すること。

議案第 9 号

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに
関する調査委員会条例の制定について

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例を次のように定める。

平成26年 6 月 11日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

いじめ防止対策推進法第14条第1項及び第3項の規定に基づき、
鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委
員会を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので
ある。

鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査
委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第1項及び第3項の規定に基づき、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）及び鎌倉市いじめに関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡協議会の所掌事務)

第2条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に係る機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(連絡協議会の組織)

第3条 連絡協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員（次条及び第5条において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育に関係を有する団体が推薦する者
- (2) 心理、福祉等に関し専門的な知識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 学校の職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱され、又は任命された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(秘密保持義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査委員会の所掌事務)

第6条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

(調査委員会の組織)

第7条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関し専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(準用)

第8条 第4条及び第5条の規定は、調査委員会の委員について準用する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

職員給与の暫定削減を延長するため、所要の改正を行うものであ
る。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

（給料月額に関する特例）

13 平成26年8月1日から同年9月30日までの間（附則第15項において「特例期間」という。）における給料月額は、第6条、第8条、第9条及び附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 職務の級が7級及び8級の職員 $\frac{9}{100}$

(2) 職務の級が6級の職員 $\frac{6.8}{100}$

(3) 職務の級が5級の職員 $\frac{6.5}{100}$

(4) 職務の級が4級の職員 $\frac{4.8}{100}$

(5) 職務の級が1級から3級までの職員 $\frac{0.3}{100}$

14 前項の規定は、鎌倉市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する退職手当の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

（地域手当に関する特例）

15 特例期間における地域手当に関する第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「 $\frac{15}{100}$ 」とあるのは、「 $\frac{12}{100}$ 」とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 11 号

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、法人市民税法人税割の税率引下げ、固定資産税の課税標準の特例割合の制定及び耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置等について、規定を整備するものである。

鎌倉市市税条例の一部を改正する条例

鎌倉市市税条例（昭和25年8月条例第5号）の一部を次のように改正する。
第18条第2項を次のように改める。

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもつて、その事務所又は事業所とする。

第20条第2項の表1の項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第23条の5中「 $\frac{14.7}{100}$ 」を「 $\frac{12.1}{100}$ 」に改める。

第23条の6第1項第1号中「 $\frac{2.4}{14.7}$ 」を「 $\frac{2.4}{12.1}$ 」に改め、同項第2号中「 $\frac{1.2}{14.7}$ 」を「 $\frac{1.2}{12.1}$ 」に改める。

附則第39項第6号を削る。

附則第47項を次のように改める。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

- 47 法附則第15条第2項第1号、第2号、第3号及び第6号並びに同条第8項、第37項及び第38項に規定する条例で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (1) 法附則第15条第2項第1号の割合 | $\frac{1}{3}$ |
| (2) 法附則第15条第2項第2号の割合 | $\frac{1}{2}$ |
| (3) 法附則第15条第2項第3号の割合 | $\frac{1}{2}$ |
| (4) 法附則第15条第2項第6号の割合 | $\frac{3}{4}$ |
| (5) 法附則第15条第8項の割合 | $\frac{2}{3}$ |
| (6) 法附則第15条第37項の割合 | $\frac{2}{3}$ |
| (7) 法附則第15条第38項の割合 | $\frac{3}{4}$ |

附則に次の2項を加える。

（耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置について）

- 48 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定によ

る報告書の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 省令附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(固定資産税の減額措置に係る申告期間の特例)

- 49 市長は、第39項又は前項に規定する期間の経過後に当該各項に規定する申告書の提出がされた場合において、当該期間内に申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る耐震基準適合住宅又は耐震基準適合家屋につき法附則第15条の9第1項又は法附則第15条の10第1項の規定を適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第18条第2項及び第20条第2項の表の改正規定 平成28年4月1日
 - (2) 第23条の5及び第23条の6第1項の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
 - (3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(経過措置)

- 2 改正後の第23条の5及び第23条の6第1項の規定は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の附則第47項各号(第5号を除く。)の規定は、平成26年4月1日以後において取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「新法」という。)附則第15条第2項第1号から第3号まで及び同項第6号に規定する施設、同条第37項に規定する設備並びに同条第38項に規定する機器について、平成27年度以後の年度分の固定資産税から適用する。

- 4 改正後の附則第47項第5号の規定は、平成26年6月1日以後において取得された新法附則第15条第8項に規定する施設について、平成27年度以後の年度分の固定資産税から適用する。

議案第 12 号

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鎌倉市深沢子ども会館の名称及び位置を追加するものである。

鎌倉市子ども会館条例の一部を改正する条例

鎌倉市子ども会館条例（昭和45年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

鎌倉市梶原子ども会館	同 梶原四丁目4番2号	を
鎌倉市梶原子ども会館	同 梶原四丁目4番2号	に改める。
鎌倉市深沢子ども会館	同 寺分436番地2	

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 13 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

ごみの減量及び資源化を図る施策として、家庭系一般廃棄物を有料化するとともに、事業系一般廃棄物の処理手数料を改めるものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条中「前条」を「第9条」に、「運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って」を「組織及び運営に関し必要な事項は、規則で」に改める。

第21条の2中「本市」を「市」に改め、同条ただし書中「市長が特に認める場合」を「天災その他の災害を受けたときその他市長が特に認めるとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 占有者等は、市が処理計画に従い定期的に収集、運搬及び処分をする家庭系一般廃棄物（次に掲げるものを除く。）を排出するときは、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、第28条第3項第1号及び同項第6号から第8号までに該当するときは、この限りでない。

(1) 資源化する次に掲げる家庭系一般廃棄物

- ア 食料品用又は飲料用の空き缶又は空き瓶
- イ ペットボトル（ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするものをいう。）
- ウ 容器包装プラスチック
- エ 植木剪定材
- オ 古紙
- カ 古繊維
- キ 食用油
- ク 製品プラスチック

(2) 危険又は有害な次に掲げる家庭系一般廃棄物

- ア 蛍光管
- イ 乾電池
- ウ 体温計又は温度計（それぞれ水銀を使用しているものに限る。）
- エ スプレー缶
- オ カセットボンベ
- カ ガラス製品、陶磁器又は鏡（それぞれ破損したのものに限る。）
- キ 刃物類

ク 電球

第21条の3第1項及び第22条の2中「本市」を「市」に改める。

第25条中「際は、」の次に「市が処理計画で定める」を加える。

第28条第3項及び第4項を次のように改める。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の処理手数料の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 天災その他の災害を受けたとき。
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯であるとき。
 - (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯が第21条の2第2項本文の規定により家庭系一般廃棄物を排出するとき。
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯が第21条の2第2項本文の規定により家庭系一般廃棄物を排出するとき。
 - (5) 鎌倉市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成4年3月条例第14号）による医療費の助成を受けている者が属する世帯が第21条の2第2項本文の規定により家庭系一般廃棄物を排出するとき。
 - (6) 育児又は介護に使用した紙おむつを市が処理計画に従い定期的に収集及び運搬をする際に排出するとき。
 - (7) ボランティア活動として行う道路、公園その他の公共施設の清掃活動により生じた一般廃棄物を市が処理計画に従い定期的に収集及び運搬をする際に排出するとき。
 - (8) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 4 既納の処理手数料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 指定収集袋を所有している占有者等が、市外に転出し、指定収集袋を返納するとき。
 - (2) 別表第1に規定する粗大ごみ又は大型粗大ごみを排出する場合に使用する規則で定める貼付可能な納付書（以下「粗大ごみ等納付書」という。）を所有している占有者等が、市外に転出し、又は当該粗大ごみ等納付書に係る粗大ごみ等の排出を中止し、当該粗大ごみ等納付書を返納するとき。
 - (3) 処理手数料に過誤納が生じたとき。
 - (4) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

第28条の次に次の2条を加える。

(指定収集袋の交付)

第28条の2 市長は、前条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料(第21条の2第2項本文の規定により排出する場合の処理手数料に限る。)を徴収したとき(前条第3項第2号から第5号までの規定により免除したときを含む。)は、指定収集袋を交付する。

(処理手数料の徴収)

第28条の3 処理手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに徴収する。

- (1) し尿(別表第1に規定する普通料金によるもの) その月分をその月の末日(口座振替による場合は、各期(4月を起算月として1年を2月ごとの6期に区分したものをいう。以下同じ。)分をその期の末日)
- (2) し尿(別表第1に規定する特別料金によるもの)のうち、臨時に清掃作業を受けるもの 臨時に清掃作業を受ける日
- (3) し尿(別表第1に規定する特別料金によるもの)のうち、前号以外のもの その月分を翌月末日(口座振替による場合は、各期分をその期の末日)
- (4) 動物の死体 市長が指定する処理施設等に搬入する日又は市が収集及び運搬をする日
- (5) 家庭系一般廃棄物のうち、第21条の2第2項本文の規定により市が処理計画に従い定期的に収集、運搬及び処分をするもの 市が収集及び運搬をする日
- (6) 家庭系一般廃棄物のうち、市が臨時に収集、運搬及び処分をする粗大ごみ及び大型粗大ごみ 市が収集及び運搬をする日
- (7) 家庭系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)のうち、市が臨時に収集、運搬及び処分をするもの(粗大ごみ及び大型粗大ごみを除く。) 市が収集及び運搬をする日
- (8) 家庭系一般廃棄物(し尿及び動物の死体を除く。)のうち、市長が指定する処理施設等に搬入するもの 処理施設等に搬入する日
- (9) 事業系一般廃棄物のうち、継続して市で処分するもの その月分を翌月末日
- (10) 事業系一般廃棄物のうち、臨時に市長が指定する処理施設等に搬入するもの 処理施設等に搬入する日

2 市長が特に必要があると認めた場合における前項第3号及び第9号の規定の適用については、同項第3号中「翌月末日(口座振替による場合は、各期

分をその期の末日)」とあるのは「その月の末日」に、同項第9号中「翌月末日」とあるのは「その月の末日」とする。

第29条中「とする」を「とし、その都度徴収する」に改める。

第30条第1項中「の範囲内で規則で定める額」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第28条）

種別及び取扱区分			処理手数料	
1 し尿	(1) 普通料金	家庭で常時清掃作業を受けるもの（次号イに該当するものを除く。）	1人につき 月額110円	
	(2) 特別料金	ア 臨時に又は前号に掲げるもの以外のもので清掃作業を受けるもの	36リットルにつき 600円	
		イ 常時清掃作業を受ける家庭であって便器及び便槽が特殊なもの（水の使用を必要とするもの）	36リットルにつき 130円	
2 動物の死体			1件につき 1,000円	
3 家庭系一般廃棄物（し尿及び動物の死体を除く。）	(1) 第21条の2第2項本文の規定により市が定期的に収集、運搬及び処分をするもの		指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円	
		(2) 市が臨時に収集、運搬及び処分をするもの	ア 粗大ごみ	1個につき 600円
			イ 大型粗大ごみ	1個につき 1,200円

	ウ ア及びイ以外のもの	<p>0.1立方メートル以下の場合、0.05立方メートルにつき210円とする。この場合において、その数量が0.05立方メートル未満のときは0.05立方メートルとし、その数量に0.05立方メートル未満の端数があるときはその端数を0.05立方メートルとする。</p> <p>0.1立方メートルを超え0.5立方メートル以下の場合、0.1立方メートルにつき420円とする。この場合において、その数量に0.1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を0.1立方メートルとする。</p> <p>0.5立方メートルを超える場合は、0.5立方メートルにつき2,100円とする。この場合において、その数量に0.5立方メートル未満の端数があるときは、その端数を0.5立方メートルとする。</p>
(3) 市長が指定する処理施設等に搬入するもの	ア 粗大ごみ	1個につき 300円
	イ 大型粗大ごみ	1個につき 600円
	ウ 植木剪定材	1回につき 100キログラム以下は、100円。100キログラムを超える部分については、10キログラムにつき40円を加算

		エ ア、イ及びウ以外のもの	1回につき 100キログラム以下は、500円。100キログラムを超える部分については、10キログラムにつき200円を加算
4 事業系一般廃棄物	(1)	植木剪定材	10キログラムにつき 130円
	(2)	前号以外のもの	10キログラムにつき 210円

備考

- 1 し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が36リットル未満のときは36リットルとし、その数量に36リットル未満の端数があるときはその端数を36リットルとする。
- 2 し尿の処理手数料（普通料金によるものに限る。）は、収集、運搬及び処分（以下この項において「収集等」という。）を開始した日の属する月から収集等を終了した日の属する月までの各月分について、それぞれ各月の初日における世帯人員により算定した額を徴収する。この場合において、月の初日以外の日から収集等を開始した場合の当該開始月の処理手数料は、当該収集等を開始した日における世帯人員により算定した額とする。
- 3 粗大ごみとは、1辺の長さがおおむね50センチメートル以上の一般廃棄物（第25条に規定するものを除く。次項において同じ。）をいう。ただし、次項に規定する大型粗大ごみを除く。
- 4 大型粗大ごみとは、1辺の長さが1メートル以上の一般廃棄物で次に掲げるものをいう。
 - (1) たんす、食器棚、本棚等で次に掲げるものを除く。
 - ア 幅が0.3メートル以下のもの
 - イ 支柱及び棚のみで構成されたもの
 - (2) ベッド又はソファベッド（それぞれスプリングがないもの）
 - (3) 椅子（2人掛け以上のもの）
 - (4) テーブル（天板の面積が1.2平方メートル以上のもの）
 - (5) 机又は製図台
 - (6) オルガン、電子オルガン等

- (7) スチール製の物置(床面積が1.65平方メートル以上3.3平方メートル未満のもので、解体済みのもの)
 - (8) マッサージチェア等の健康器具
- 5 家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量(10キログラムにつき算出する場合における数量をいう。)が10キログラム未満の場合又はその数量に10キログラム未満の端数がある場合には、5キログラム以上のときは10キログラムとし、5キログラム未満のときは切り捨てるものとする。

別表第2(第29条)

取扱区分	処分費用
1 第27条の規定により市が処分する産業廃棄物を市長が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき210円
2 前項の算定基準によることが著しく実情に即さないとき市長が認めるとき。	0.5立方メートルにつき1,470円とする。この場合において、その数量が0.5立方メートル未満のときは0.5立方メートルとし、その数量に0.5立方メートル未満の端数があるときはその端数を0.5立方メートルとする。

備考 第1項の処分費用を算出する基礎となる数量の端数計算については、別表第1備考第5項の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第21条の2に1項を加える改正規定、第28条第3項(第3号から第7号までに係る部分に限る。)及び第4項(第1号に係る部分に限る。)の改正規定、第28条の次に2条を加える改正規定(第28条の2及び第28条の3第1項第5号に係る部分に限る。)並びに別表第1の改正規定(3の項第1号、第2号ウ及び第3号エに係る部分に限る。) 平成27年1月15日
 - (2) 別表第1の改正規定(4の項に係る部分に限る。)及び別表第2の改正規定 平成26年10月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 改正後の第21条の2第2項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用して排出する家庭系一般廃棄物に係る処理手数料の徴収及び還付並びに改正後の第28条の2の規定による指定収集袋の交付その他の準備行為は、前項第1号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

議案第 14 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例
の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

自己の居住の用に供する建築物の建築を目的とした開発事業の適用範囲等を改めるものである。

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(14) 未利用地 山林、原野又はこれらに類する土地で、次に掲げる土地以外のものをいう。

ア 建築物の敷地として利用されている土地又は建築物の敷地であった土地

イ 特定土地利用が行われている土地又は特定土地利用が行われた土地

第7条第1項を次のように改める。

一団の土地（未利用地で所有者が同一であった土地又は同一敷地であった等一体的利用がなされていた土地をいう。第25条第2項において同じ。）において同時に又は引き続いて行う開発事業及び隣接した土地において同時に又は引き続いて行う開発事業は、一の開発事業とみなす。

第7条第3項中「行う開発事業」の次に「（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）」を加える。

第8条第1項中「一団の土地」を「同一敷地であった等一体的利用がなされていた土地、所有者が同一であった土地」に改める。

第48条第7号中「建築物の建築」の次に「（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴うものを除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中第48条の改正規定は平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から、その他の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第48条第7号の規定は、施行日以後に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の許可の申請（以下「許可申請」という。）がされる開発行為（法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う建築物の建築を目的とした開発事業（鎌倉市まちづくり条例第2条第3号に規定する開発事業をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に許可申請がされた開発行為を伴う建築物の建築を目的とした開発事業については、なお従前の例による。

議案第 15 号

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

開発事業の定義等について改めるものである。

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例の一部を
改正する条例

鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成14年9月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 開発事業 法第4条第12項に規定する開発行為又は建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。

第2条第2項に次の1号を加える。

(16) 未利用地 山林、原野又はこれらに類する土地で、次に掲げる土地以外のものをいう。

ア 建築物の敷地として利用されている土地又は建築物の敷地であった土地

イ 鎌倉市特定土地利用における手続及び基準等に関する条例（平成23年10月条例第10号）第2条第1号に規定する特定土地利用（以下「特定土地利用」という。）が行われている土地又は特定土地利用が行われた土地
第4条第1項を次のように改める。

一団の土地（未利用地で所有者が同一であった土地又は同一敷地であった等一体的利用がなされていた土地をいう。）において同時に又は引き続いて行う開発事業及び隣接した土地において同時に又は引き続いて行う別表第1第1項から第6項までに規定する開発事業は、一の開発事業とみなす。

第4条第3項中「行う開発事業」の次に「（前項各号のいずれかに該当するものを除く。）」を加える。

第4条の2中「一団の土地」を「300平方メートル以上の一団の土地」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（市長との協議）

第23条の2 開発事業者は、前条の規定による通知を受けた後、公共公益施設の整備の基準等その他の必要な事項について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

第24条を次のように改める。

（開発事業の申請）

第24条 開発事業者は、開発事業に関する法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等（以下「許認可等の申請」という。）をする前に、別表第1第1項、第2項、第5項及び第6項に掲げる行為を行う場合に

あつては前条の規定による協議の内容を反映させた当該開発事業の計画について、同表第3項及び第4項に掲げる行為を行う場合にあつては第13条の規定による事前相談の内容を反映させた当該開発事業の計画について、規則で定めるところにより、次条の規定による適合審査を市長に申請しなければならない。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条第1項中「前条の規定による協議が整ったときは、許認可等の申請をする前に、速やかに当該協議の」を「第23条の2の規定による協議が整い、第25条の規定による審査をした結果、同条各号に定める基準に適合していることを確認したときは、当該協議の内容及び当該適合を確認した」に改める。

第31条第1項第5号、第43条の見出し及び同条第4項並びに第44条第4項中「緑化面積率」を「緑化率」に改める。

第48条第2項中「放流先の河川、水路その他の排水施設の管理に支障を生じさせるおそれのあるときは、雨水流出を抑制するための施設を別表第17に定める基準により設置するとともに」を「雨水流出を抑制するための施設を別表第17に定める基準により設置するとともに、放流先の河川、水路その他の排水施設の管理に支障を生じさせるおそれのあるときは」に改める。

第71条第1項第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 専ら自己の居住の用に供する住宅（これに準じるものを含む。）の建築の用に供する目的で行う開発事業。ただし、第4条の規定に該当するときは、この限りでない。
- (2) 店舗等と自己の居住の用に供する兼用住宅で、店舗等に供する部分の床面積が150平方メートル未満のもの建築の用に供する目的で行う開発事業。ただし、第4条の規定に該当するときは、この限りでない。
- (3) 建築基準法第85条第1項、第2項又は第5項の規定による仮設建築物の建築の用に供する目的で行う開発事業

第71条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 法第29条第1項第10号に規定する開発行為

別表第1に次のように加える。

7	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(セ)
---	----------------	-----	--------	-----

別表第1備考1中「(ス)は」を「(セ)は」に改め、同表備考1(オ)中「第40条」を「第40条、第48条」に改め、同表備考1(ク)中「第65条」を「第65条、第66条」に改め、同表備考1に次のように加える。

(七) 第1条から第4条の2まで及び別表第1の規定

別表第4中「緑化面積率」を「緑化率」に改め、同表備考2中「敷地と前面道路が接する部分の距離に対する敷地」を「道路と敷地が接する部分（以下「接道」という。）の距離に対する道路」に改め、同表備考3中「事業区域が、地域等欄に掲げる地域の2以上にわたるとき」を「事業区域が地域等欄に掲げる地域等の2以上にわたるときの緑化率」に改め、同表備考4中「接道の」を「一の接道の」に改める。

別表第6及び別表第7中「緑化面積率」を「緑化率」に改める。

別表第10備考2中「のうち、」の次に「床面積の合計が」を加える。

別表第11備考を次のように改める。

備考

- 1 地区計画等により容積率が定められた場合は、規則で定める戸数以下とする。
- 2 事業区域が、地域等欄に掲げる地域等の2以上にわたるときは、当該事業区域の存する土地の面積に応じ按分によるものとする。

別表第15備考2中「以外の道路」を「以外の道」に、「定める道路」を「定める道」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(風致地区条例の一部改正)

- 2 鎌倉市風致地区条例（平成25年12月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考及び別表第2備考中「緑化面積率」を「緑化率」に改める。

議案第 16 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消防法施行令の改正に伴い、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて液体燃料等を使用する器具を使用する場合に、消火器の準備を義務付けるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

付 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

議案第 17 号

平成26年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,756,800千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	906,842	122,422	1,029,264
	5 使用料	513,736	4,792	518,528
	10 手数料	369,706	117,630	487,336
55	国庫支出金	7,424,665	107,842	7,532,507
	5 国庫負担金	5,050,725	2,001	5,052,726
	10 国庫補助金	2,343,157	105,841	2,448,998
60	県支出金	3,038,340	14,109	3,052,449
	5 県負担金	1,682,985	1,001	1,683,986
	10 県補助金	1,014,297	13,108	1,027,405
75	繰入金	2,047,267	△127,053	1,920,214
	5 基金繰入金	2,045,267	△127,053	1,918,214
85	諸収入	2,232,536	18,080	2,250,616
	25 雑入	619,579	18,080	637,659
90	市債	4,967,500	△100,100	4,867,400
	5 市債	4,967,500	△100,100	4,867,400
	歳 入 合 計	60,721,500	35,300	60,756,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	442,585	△749	441,836
	5 議会費	442,585	△749	441,836
10	総務費	6,290,031	25,103	6,315,134
	5 総務管理費	5,101,943	931	5,102,874
	10 徴税費	683,788	15,113	698,901
	15 戸籍住民基本台帳費	335,172	9,970	345,142
	20 選挙費	75,943	△324	75,619
	25 統計調査費	36,916	△107	36,809
	30 監査委員費	56,269	△480	55,789
15	民生費	21,816,838	62,311	21,879,149
	5 社会福祉費	11,477,143	△2,092	11,475,051
	10 児童福祉費	8,200,461	64,885	8,265,346
	15 生活保護費	2,137,705	△482	2,137,223
20	衛生費	7,588,126	△49,056	7,539,070
	5 保健衛生費	1,548,363	△1,424	1,546,939
	10 清掃費	5,729,531	△46,385	5,683,146
	15 環境対策費	310,232	△1,247	308,985
25	労働費	307,867	△239	307,628
	5 労働諸費	307,867	△239	307,628
30	農林水産業費	96,286	△478	95,808
	5 農業水産業費	96,286	△478	95,808
35	商工費	662,168	39,250	701,418
	5 商工費	662,168	39,250	701,418
40	観光費	208,195	△295	207,900
	5 観光費	208,195	△295	207,900
45	土木費	7,654,344	△15,519	7,638,825

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,370,454	△6,419	1,364,035
	10 道路橋りょう費	728,050	△905	727,145
	15 河川費	80,461	△376	80,085
	20 都市計画費	5,285,764	△7,250	5,278,514
	25 住宅費	189,615	△569	189,046
50	消防費	4,035,476	△14,193	4,021,283
	5 消防費	4,035,476	△14,193	4,021,283
55	教育費	6,108,274	△10,835	6,097,439
	5 教育総務費	1,380,101	△3,755	1,376,346
	10 小学校費	1,127,674	△2,105	1,125,569
	15 中学校費	1,374,723	△627	1,374,096
	20 社会教育費	1,899,220	△3,750	1,895,470
	25 保健体育費	326,556	△598	325,958
	歳 出 合 計	60,721,500	35,300	60,756,800

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーン センター基幹的 設備改良事業	千円		千円	千円		千円	
				24	52,000		24	52,000	
				25	1,278,305		25	1,278,305	
				26	1,901,564		26	1,863,836	
			3,231,869			3,318,615		27	124,474
				—	—				

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	旧鈴木邸跡地新園設計 業務委託事業	千円 52,067

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
岡 本 保 育 園 新 園 舎 設 置 事 業 費	平成26年度から 平成37年度まで	千円 414,447
岡 本 保 育 園 仮 園 舎 設 置 事 業 費	平成27年度まで	875

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 28,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設整備事業費	千円 1,260,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,132,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
合計	4,967,500				4,838,700			

議案第 18 号

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,700千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,830,400千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
25	繰入金	2,226,465	△2,700	2,223,765
	5 他会計繰入金	2,226,465	△2,700	2,223,765
	歳入合計	6,833,100	△2,700	6,830,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	1,751,880	△2,700	1,749,180
	5 下水道総務費	1,751,880	△2,700	1,749,180
	歳 出 合 計	6,833,100	△2,700	6,830,400

議案第 19 号

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252,800千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	170,491	△600	169,891
	5 他会計繰入金	170,491	△600	169,891
	歳 入 合 計	253,400	△600	252,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	事業費	251,400	△600	250,800
	5 事業費	251,400	△600	250,800
	歳 出 合 計	253,400	△600	252,800

議案第 20 号

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,999,900千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
40	繰入金	1,954,073	△500	1,953,573
	5 他会計繰入金	1,954,072	△500	1,953,572
	歳 入 合 計	19,000,400	△500	18,999,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	219,617	△500	219,117
	5 総務管理費	134,129	△300	133,829
	10 徴収費	84,877	△200	84,677
	歳 出 合 計	19,000,400	△500	18,999,900

議案第 21 号

平成26年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,723,200千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
40	繰入金	2,330,616	△800	2,329,816
	5 一般会計繰入金	2,169,500	△800	2,168,700
	歳入合計	14,724,000	△800	14,723,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	361,565	△800	360,765
	5 総務管理費	361,565	△800	360,765
	歳 出 合 計	14,724,000	△800	14,723,200

議案第 22 号

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,936,700千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
10	繰入金	2,004,857	△500	2,004,357
	5 一般会計繰入金	2,004,857	△500	2,004,357
	歳入合計	4,937,200	△500	4,936,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	総務費	100,889	△500	100,389
	5 総務管理費	100,889	△500	100,389
	歳 出 合 計	4,937,200	△500	4,936,700

報告第 2 号

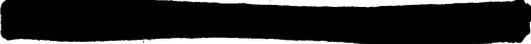
交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

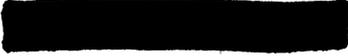
平成25年12月18日、鎌倉市材木座五丁目5番1号先路上で発生した、都市整備部作業センター所属の小型貨物ダンプ車による交通事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 38,850円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 

 |
| 3 | 処分の日 | 平成26年3月17日 |

報告第 3 号

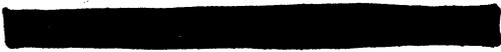
道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

平成25年11月25日、鎌倉市材木座五丁目4番34号先路上で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 124,950円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 
 |
| 3 | 処分の日 | 平成26年4月10日 |

報告第 4 号

継続費の逡次繰越しについて

平成25年度一般会計予算中、名越クリーンセンター基幹的設備改良事業の継続費の支払残額を平成26年度に逡次繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

平成26年 6 月 11日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成25年度鎌倉市継続費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	継続費の額	平成25年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌 通次 年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前 通次 年度 繰越額	計				繰越金	国(県)支出金	特定財源 地方債
20 衛生費	10 清掃費	名越グリーン センター 基幹的設備 改良事業	3,231,868,500	1,292,000,000	52,000,000	1,344,000,000	628,394,954	715,605,046	715,605,046	112,366,000	485,200,000	0
	計		3,231,868,500	1,292,000,000	52,000,000	1,344,000,000	628,394,954	715,605,046	715,605,046	112,366,000	485,200,000	0

繰越明許費について

平成25年度一般会計予算中、極楽寺二丁目崩落法面本復旧事業、私立保育所助成事業、公立保育所建替事業、新焼却炉基本計画作成事業、降雪災害緊急支援事業、腰越漁港改修整備事業、交通安全施設整備事業、北鎌倉トンネル改修設計等事業、河川維持補修事業及び交通体系整備事業について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年 6 月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成25年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他	円	
						国(県)支出金	地方債			
10	総務費	05 総務管理費	6,700,000	6,700,000	0	0	0	0	6,700,000	
15	民生費	10 児童福祉費	211,145,000	105,363,000	46,828,000	0	0	0	11,707,000	
15	民生費	10 児童福祉費	20,963,000	20,185,200	0	0	0	0	20,185,200	
20	衛生費	10 清掃費	9,720,000	9,720,000	0	0	0	0	9,720,000	
30	農林水産業費	05 農業水産業費	32,300,000	32,300,000	0	25,100,000	0	0	7,200,000	
30	農林水産業費	05 農業水産業費	67,610,000	53,210,000	0	6,538,500	2,000,000	0	44,671,500	
45	土木費	10 道路橋りょう費	7,884,000	7,884,000	0	3,328,000	0	0	4,556,000	
45	土木費	10 道路橋りょう費	41,440,000	20,481,880	0	0	0	0	20,481,880	

平成25年度繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定 財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源			その他	
						国(県)支出金	地方債			
45	土木費	15 河川費	44,118,000	21,680,800	0	0	0	0	21,680,800	
45	土木費	20 都市計画費	4,439,000	4,439,000	0	0	0	0	4,439,000	
		計	446,319,000	281,963,880	46,828,000	81,794,500	2,000,000	0	151,341,380	

繰越明許費について

平成25年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（雨水）維持修繕事業（明月川第1雨水幹線）、公共下水道（雨水）維持修繕工事（御谷川第3雨水幹線）、下水道管路施設（汚水）長寿命化計画策定事業、公共下水道（汚水）築造事業（深沢枝線）、公共下水道（汚水）築造事業（笛田第2枝線）及び公共下水道（雨水）築造事業（古川排水区）について、別紙計算書のとおり繰越明許費繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成25年度繰越明許費繰越計算書

(下水道事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定 財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源		その他	一	
						国(県)支出金	地方債			
05 総務費	05 下水道 総務費	公共下水道(雨水)維持修繕事業 (明月川第1雨水幹線)	4,070,000	3,456,000	0	0	0	0	0	3,456,000
05 総務費	05 下水道 総務費	公共下水道(雨水)維持修繕工事 (御谷川第3雨水幹線)	29,722,000	15,334,000	0	0	0	0	0	15,334,000
10 事業費	05 下水道 整備費	下水道管路施設(汚水) 長寿命化計画策定事業	17,000,000	17,000,000	0	8,500,000	0	0	0	8,500,000
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水)築造事業 (深沢枝線)	11,600,000	10,260,000	0	5,181,000	4,500,000	0	0	579,000
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(汚水)築造事業 (笛田第2枝線)	20,000,000	20,000,000	0	10,100,000	8,900,000	0	0	1,000,000
10 事業費	05 下水道 整備費	公共下水道(雨水)築造事業 (古川排水区)	9,690,000	7,938,000	0	0	7,500,000	0	0	438,000
		計	92,082,000	73,988,000	0	23,781,000	20,900,000	0	0	29,307,000

事故繰越しについて

平成25年度一般会計予算中、道路維持修繕工事（市道042-027号線外）、道路新設改良工事（市道055-000号線）、（仮称）山崎・台峯緑地実施設計等策定業務委託事業及び鎌倉広町緑地整備工事について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成25年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	翌 年 繰 越 額	既 収 入 特 定 財 源	左の財源内訳				明 説
				支出済額	支出未済額				国 支 出 金	未収入特定財源		一 般 財 源	
										地方債	その他		
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路維持修繕工事 (市道042-027号線 外)	7,332,120	2,800,000	4,532,120	0	4,532,120	0	0	0	4,532,120	平成26年2月に発生した大雪により、交通機関が混乱し、側溝の使用が大幅に遅れた。さらに、工程が大幅にずれ込んだことにより、作業員が困難となり、作業効率が低下したため。	
45 土木費	10 道路 橋りょう費	道路新設改良工事 (市道055-000号線)	25,902,720	8,700,000	17,202,720	0	17,202,720	0	12,214,108	0	4,988,612	施工機械の最高到達点が湘南モノレールから示されていた高さ制限を超えることから、湘南モノレール終車後の夜間施工に変更せざるを得ず、終車後の時間制限による作業効率の低下や平成26年2月の大雪の影響による下請け業者の再手配に時間を要したため。	
45 土木費	20 都市計画費	(仮称)山崎・台峯 緑地実施設計等 策定業務委託事業	31,860,000	9,200,000	22,660,000	0	22,660,000	0	15,400,000	0	7,260,000	平成26年2月に発生した大雪により、仮設運搬路の整備及び機械搬入ができず、ボーリング調査の完了が3月中旬となった。そのため、この調査結果に基づき策定する要施設計が年度内に完了できなかったため。	
45 土木費	20 都市計画費	鎌倉広町緑地整備工事	101,356,920	39,060,000	62,296,920	0	62,296,920	0	28,000,000	25,200,000	9,096,920	平成26年2月上旬にかけて園路工事等の着手を予定していたが、平成26年2月に発生した大雪により作業が出来なくなっていたため。	
計			166,451,760	59,760,000	106,691,760	0	106,691,760	0	55,614,108	25,200,000	25,877,652		

事故繰越しについて

平成25年度下水道事業特別会計予算中、公共下水道（雨水）築造工事（梅田川排水区）について、別紙計算書のとおり事故繰越しをした。

よって、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告する。

平成26年 6 月 11日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

平成25年度鎌倉市事故繰越し繰越計算書

(下水道特別会計)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為額	支出未済額	支出負担 為額	翌 年 繰 越 額	既 収 入 特 定 財 源	左の財源内訳				明 説
				支出済額	支出未済額						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
10	事業費	05 下水道 整備費	13,812,120	5,300,000	8,512,120	13,812,120	8,512,120	0	8,512,120	0	0	8,000,000	0	512,120	平成26年2月に発生した記録 的な豪雪災害により、現場 作業ができなない日があった ほか、使用する側溝及びコ ンクリート蓋を納入する運 搬車両の確保が豪雪の影響 で困難となり、側溝及び蓋 の納入が大幅に遅れた。さ らに、工程が大幅にずれた ことで、下請業者などの人 員確保が困難となり、作業 効率が低下したため。
計			13,812,120	5,300,000	8,512,120	13,812,120	8,512,120	0	8,512,120	0	0	8,000,000	0	512,120	

